

第2回 美幌町選挙管理委員会会議結果（要旨）

- 1 開催日時 令和5年3月1日(水) 午後1時55分～午後3時05分
- 2 開催場所 美幌町役場 第2会議室
- 3 出席委員 松本 光伸、早田 眞二、横山 直樹、石川 真里子
- 4 議事内容 次のとおり

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第27号 (非公開)	選挙人名簿の登録について ----- 新有権者 男性18人、女性6人、合計24人 転入者 男性61人、女性38人、合計99人	決定
議案第28号 (非公開)	登録の抹消について ----- 死亡された方 男性42人、女性51人、合計93人 転出者 男性65人、女性55人、合計120人 名簿登録者 男性7,751人、女性8,164人、総数15,915人	決定
議案第29号	選挙人名簿の閲覧中止について ----- 中止期間 令和5年3月23日～令和5年4月14日 令和5年4月18日～令和5年4月28日	決定
議案第30号	開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について（知事・道議） ----- 場所 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場1階第1会議室 日時 令和5年4月6日 午後5時30分	決定
議案第31号	投票記載所の候補者氏名等掲示の掲載順序決定のくじを行う場所及び日時について（知事・道議） ----- 【北海道知事選挙】 場所 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場1階第1会議室 日時 令和5年3月23日 午後5時30分 【北海道議会議員選挙】 場所 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場1階第1会議室 日時 令和5年3月31日 午後5時30分	決定
議案第32号	登録の移し替えの延期について（知事・道議） ----- 選挙の種類 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙 期 間 令和5年3月9日～令和5年4月9日	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
議案第 33 号	選挙公報の掲載順序決定のくじを行う場所及び日時について（町長・町議） ----- 場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室 日時 令和 5 年 4 月 18 日 午後 5 時 30 分	決定
議案第 34 号	投票記載所の候補者氏名等掲示の掲載順序決定のくじを行う場所及び日時について（町長・町議） ----- 場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 美幌町役場 1 階第 1 会議室 日時 令和 5 年 4 月 18 日 午後 5 時 30 分	決定
議案第 35 号	ポスター掲示場の区画数について（町長・町議） ----- 美幌町長選挙 4 区画 美幌町議会議員選挙 18 区画	決定
議案第 36 号	登録の移し替えの延期について（町長・町議） ----- 選挙の種類 美幌町長選挙及び美幌町議会議員選挙 期 間 令和 5 年 4 月 5 日～令和 5 年 4 月 23 日	決定
議案第 37 号	選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時について（町長） ----- 1 くじを行う場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 美幌町役場 2 階第 2 会議室 2 くじを行う日時 令和 5 年 4 月 20 日 午後 5 時 30 分	決定
議案第 38 号	選挙立会人決定のくじを行う場所及び日時について（町議） ----- 1 くじを行う場所 美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地 美幌町役場 2 階第 2 会議室 2 くじを行う日時 令和 5 年 4 月 20 日 午後 5 時 30 分	決定
協議案第 2 号 (非公開)	期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者の選任内定について（知事・道議） ----- 投票管理者 3 名、同職務代理者 2 名	決定
協議案第 3 号 (非公開)	期日前投票所における投票立会人の選任内定について（知事・道議） ----- 投票立会人 9 名	決定
協議案第 4 号 (非公開)	投票管理者及び同職務代理者の選任内定について（知事・道議） ----- 投票管理者 10 名、同職務代理者 10 名	決定
協議案第 5 号 (非公開)	投票立会人の選任内定について（知事・道議） ----- 投票立会人 20 名	決定
協議案第 6 号 (非公開)	期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者の選任内定について（町長・町議） ----- 投票管理者 3 名、同職務代理者 2 名	決定

議案番号	件名及び要旨	顛末
協議案第7号 (非公開)	期日前投票所における投票立会人の選任内定について (町長・町議) 投票立会人 8名	決定
協議案第8号 (非公開)	投票管理者及び同職務代理者の選任内定について (町長・町議) 投票管理者 10名、同職務代理者 10名	決定
協議案第9号 (非公開)	投票立会人の選任内定について (町長・町議) 投票立会人 20名	決定

- ※非公開 (1) 法令等により非公開とされている場合
(2) 美幌町情報公開条例第10条各号に定める非公開情報に該当した場合
(3) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
【美幌町選挙管理委員会規程第13条】